

水路に橋をかける場合の注意点について

1. 注意事項

水路敷は「法定外公共物」といい、市の所有物です。
水路の上に橋をかける場合は、使用等許可の申請が必要です。
※橋の上には物を置いたり駐車しないでください。

① 橋をかける場合の長さ

原則として、車が通路として使用する場合 4 m以内
人が通路として使用する場合 2 m以内 としています。
※（保全指定用水は、最大 4 m以内）
◆4 m以上必要であれば、車の軌跡図が必要です。

② 水路壁を損傷しない構造

水路壁は、橋を載せる想定で設計されていません。水路壁を損傷しない構造となるよう設計してください。

③ 8割水深の確保

流水を阻害しないよう、水路の深さに対し8割の断面を確保してください。

④ 防護柵の設置（裏面参照）

- ・水路内幅と深さのいずれも 80 cm 以上の場合
→ 高さ 80 cm 以上。転落防止用であるため、目の細かい柵としてください。
- ・それ以外の場合
→ 高さ 15 cm 以上。

⑤ 隣地境界線からの距離の確保

隣地境界線から、50 cm の離隔を確保してください。

2. 申請書の様式

金沢市ホームページ > ホーム > 組織から探す > 河川水防課
申請書ダウンロード > 法定外公共物使用等許可申請関係（水路敷）

(※検索サイトで、金沢市 法定外公共物 で検索)

3. 架橋の制限の効果

- ・用水の維持管理がしやすくなります。
…開渠部分が長くなれば、詰まったごみの除去作業などが楽になります。
- ・ヒートアイランド現象を緩和します。
…用水は、夏季に涼風を運ぶ役割も果たしています。

(平成 23 年 3 月『金沢市低炭素都市づくり行動計画』76 ページ)

(連絡先)

金沢市 土木局 河川水防課

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1

TEL : (076) 220-2342

FAX : (076) 220-2476

mail : kasen@city.kanazawa.lg.jp

対応	<p>① 水路の内幅と深さが 80 cm以上ある場合 ⇒高さ 80 cm以上の防護施設（ガードパイプ、ガードフェンス等）を設置してください。</p>	<p>② ①以外の場合 ⇒高さ 15 cm以上の防護施設（ガードパイプ、ガードフェンス、車止め等）を設置してください。</p>
側面図		
橋正面図		

・架橋に際し、市道の既存構造物（安全柵等）の撤去等が必要な場合は、道路法 24 条の許可が必要です。道路管理課にて協議をお願いします。

・市道の安全柵等を撤去して架橋する場合、水路への転落の危険が生じるため、架橋の構造は確実に固定できる構造にしてください。

・架橋に際して道路法 24 条の許可を受け市道の既存構造物を撤去した場合、架橋の廃止時に使用者（許可を受ける者）負担で既存構造物を現状に戻す必要があります。